



静岡県後期高齢者医療広域連合告示第7号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第9条第3項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。選挙すべき議員の数及び候補者の届出の受付開始日は次のとおりとする。

令和3年4月30日

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長 池田佳



1 選挙すべき議員の数

- 規約第7条第2項第1号（市長）の区分 3人
- 規約第7条第2項第2号（町長）の区分 1人
- 規約第7条第2項第3号（市議会議員）の区分 3人
- 規約第7条第2項第4号（町議会議員）の区分 1人

2 候補者の届出の受付期間

- 令和3年5月18日（火）から24日（月）まで
- ただし、静岡県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年2月2日条例第1号）第1条に規定する休日を除く

3 候補者の届出の受付時間

- 午前8時30分から午後5時15分まで

4 候補者の届出の受付場所

- 静岡県後期高齢者医療広域連合事務局
- 静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階